

■ 対象者

次のいずれかの要件を満たす方であって、災害発生時に自ら避難することが困難な在宅の単身世帯、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯等に属するもの

- ① 介護保険の要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ③ 療育手帳㊤・Aをお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤ その他支援が必要と認められる方

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844  
長寿介護課 tel 0299-91-1700 fax 0299-93-2399

## (8) 市が独自に実施する事業

### 神栖市在宅身体障害者等自立促進事業

神栖市では、身体に障がいのある方等の機能の維持向上を目的とし、機能訓練及び言語訓練を実施しています。

【機能訓練】

身体的なリハビリテーションや動作訓練などを理学療法士、作業療法士が実施します。

■ 対象者 市内に住所を有する者のうち、以下の要件を満たす方

- ① 神栖市障害者デイサービスセンターのぞみを利用している  
身体障害者手帳2級以上の方
- ② 児童のうち身体障がいや発達障害を有する方もしくは精神発達が遅滞している方(小学校就学年齢以上の場合は、身体障害者手帳2級以上の方)で、かつ  
未就学の児童は神栖市児童発達支援事業所に通所している方  
就学児童は神栖市児童発達支援事業所において就学前に機能訓練等を受けた方で、就学後においても継続して訓練が必要と市長が認めたもので、機能訓練等事業の委託を受けた事業所に保護者とともに通所することが可能である方
- ③ 機能訓練等が必要な旨の医師の意見書を受けた方

■ 実施場所 障害者デイサービスセンターのぞみ・市の委託事業所

【言語訓練】

ことばの獲得・成長、構音・吃音など、言語について気になるお子さんに対し、言語聴覚士が訓練を実施します。

■ 対象者 市内に住所を有する者のうち、児童発達支援事業所に通所している方で言語訓練を必要とする方

■ 実施場所 神栖市保健・福祉会館

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

### 精神障がい者デイケア事業(「青空」「ほのぼの」)

精神に障がいのある方が、社会生活への適応ができるよう、集団でのプログラムを実施しています。

■ 対象者 医療機関に通院中の精神に障がいのある方で、主治医がデイケアへの参加を  
適当と認めた方

■ 実施場所 「青空」(保健・福祉会館内)  
「ほのぼの」(はさき福祉センター内)

■ 費用 無料(交通費及び昼食費等は自己負担になります。)

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294  
fax 0299-92-8750

波崎支所 tel 0479-48-0294  
fax 0479-48-1294